

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）
議事要旨

1. 日 時 令和8年8月3日（月）13:30～14:10

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

尾川 正洋 文部科学省初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室長

(2) ワーキングチームメンバー

林 弘一郎 山口県総合企画部デジタル推進局長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

藤田 恵二 福岡県水巻町企画課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官 併任 総務省行政管理局管理官

鈴木 優一 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

橘 清司 デジタル庁統括官付参事官

糸 将之 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

（代理 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 細川課長補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、文部科学省より説明>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

①いわゆる高校無償化について、昨年のヒアリングにおいては「奨学給付金申請システムの共通化を進める上での1番の大きな課題」と説明をされています。また作業依頼においては、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗を踏まえつつ、推進方針案の策定を依頼しているところです。高校無償化に関する議論の進捗及び、それを踏まえた奨学給付金申請システム共通化への影響について、現在のご認識をご教示ください。

- ・ 令和7年2月の三党合意等に基づき、いわゆる高校無償化に関し、高校の授業料に充てるための高等学校等就学支援金について所得制限を撤廃する等の措置を講ずることとされ、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律が成立し、本年4月に施行されたところである。
- ・ 法律改正の内容としては、目的規定の見直しのほか、大きな見直し事項として受給資格の見直しがある。受給資格の見直しには、国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直しのほか、最も大きな点は所得制限の撤廃である。費用負担については、従来国が全額負担していたが、国が4分の3を負担する仕組みに変更された。なお、検討規定として、附則にこの法律の施行後3年以内に当該規定の見直しを行うことが定められている。

- ・ 高校生等奨学給付金についても、三党合意を踏まえ、対象世帯を中所得世帯まで拡充することとされ、年収 490 万円程度未満の世帯まで対象を拡大しているところである。
 - 三党合意に基づき、法律改正や予算措置等が進められている状況であり、基本的には政治的な状況は整理されていると認識している。今後、施行後 3 年以内の見直し規定等はあるものの、現時点では、共通化の検討を進める前提となる条件については基本的にクリアされているとの理解でよい。
 - ・ 現時点でクリアされていると考えている。
- ただし、ご指摘のとおり、法律改正施行後 3 年以内の見直し規定が設けられているため、その際に制度内容がどのように変更されるかという点は今後の論点である。昨年のヒアリングの段階では、所得制限の撤廃について正式には決定されていなかった。もともと都道府県からの提案の趣旨は、就学支援金と奨学給付金がいずれも所得制限を伴う類似の事業であることから、両制度をより一体的に運用できるようにしてほしいというものであったと認識している。その意味では、就学支援金の所得制限の撤廃により、当初の提案時から状況が変化していることは事実。一方で、昨年からご指摘いただいているように、生徒や保護者など申請者の立場からは、いずれも高校教育に関する支援制度であり、可能な限り申請手続きの一体化を目指して検討を進めていく方向性については、引き続き同様の認識を持っている。
- 所得制限の見直しにより前提条件に一定の変化が生じているとの説明もあったが、そのような状況下においても、どのように効率化を図っていくかについては、引き続き検討いただきたい。

- ②昨年 7 月 24 日に当ワーキングチームが実施した貴省へのヒアリング（以下「昨年のヒアリング」という。）において、奨学給付金申請システムの共通化を進める上で、想定される方式として、「e-Shien で出された判定結果を用いて奨学給付金の判定を行うという形で一体化」、「マイナポータルに、就学支援金や奨学給付金の受け口を構築する方法」、「国が標準レイアウトを作成することにより、各自治体でシステム開発経費をコストダウンする仕組でシステム化を進める方法」が挙げられました。これらの共通化に関する方式について、現在のご検討の状況ご教示ください。
- ③昨年のヒアリングにおいて、貴省からは、奨学給付金申請システムの共通化を進める上での課題として、例えば国が奨学給付金申請システムを整備することとした場合、奨学給付金に係る事務が都道府県の事業であり、その事務の過程で取得された個人情報は都道府県が保有するものであり、これを同システムに渡すことは、個人情報の取得主体とシステムの保有主体が異なる状況が生じることとなるため、個人情報保護の観点から検討が必要である旨説明がありました。この点に対する現在の検討状況をご教示ください。
- ④昨年 9 月 26 日付の作業依頼において、貴省に対し、共通化推進方針案の検討に当たっては、「地方公共団体独自のシステムや事務の実態を把握した上で・・・国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。」と依頼していました。この点について、例えば、地方公共団体との意見交換やアンケート調査等を実施し、地方公共団体独自のシステム及び事務の実態を把握されているでしょうか。把握されている場合には、その概要についてご教示ください。

- ・ 前提となる現状についてだが、本件は、高校生等奨学給付金の申請システムについて、就学支援金の申請システムと一体化して構築することがテーマであるが、就学支援金の申請システムについて現時点で改修作業が完了していない状況である。令和 9 年度に向けて改修を進めることとしており、現在も作業を継続しているところ。
 - ・ また、就学支援金制度については、改正法施行後 3 年以内の見直し規定が設けられているため、3 年後に制度が変更される可能性があることも論点の一つ。くわえて、ガバメントクラウドへの移行についても検討する必要がある、課題となっている。
 - ・ 共通化に関する方式について、個人情報保護法上の課題、番号法上の課題については、昨年のヒアリングで説明したとおり、個人情報の保有主体が国、都道府県と、それぞれ異なる事務について、どのように整理するかという課題が引き続き残っている状況。
 - ・ 令和 8 年度からの新制度実施に向けた準備を中心に進めており、共通化に関する検討は本年 5 月から開始したところ。
 - ・ 都道府県に対するアンケート調査については、実態把握も含めて求められているが、実現可能性を前提として実施する必要があると考えており、現在、先行事例の把握を進めてきたところである。
 - ・ また、デジタル庁から情報提供を受け、複数の省庁に対して類似事例の有無についてヒアリングを行ったが、当省が所管する就学支援金や奨学給付金のように、国の法定事務と都道府県の予算事業が組み合わさる形に類似する事例は、現時点では確認できていない状況。
 - ・ 今後更に検討を進めていく考えであるが、昨年示した方向性としては次の 3 つ。1 つ目は、e-Shien で出された就学支援金の判定結果を活用し、奨学給付金の判定を行う形での一体化である。2 つ目は、マイナポータル上に就学支援金及び奨学給付金の申請窓口を構築する方向性である。3 つ目は、国が標準レイアウトを作成し、各自治体のシステム開発経費を低減する形でシステム化を進める方式である。これら 3 つの方向性について、それぞれ実現可能性を更に整理する必要があると考えている。個人情報保護法及び番号法の観点を踏まえて整理するためには、なお一定の時間を要する見込み。12 月想定の間取りまとめにおいて、これらの実現可能性について報告できるよう準備を進めていきたい。
 - ・ また、作業依頼事項に含まれている地方公共団体独自のシステムや事務の実態把握については、実現可能性を前提としてアンケートを実施する必要があると考えている。そのため、間取りまとめの結果を踏まえて実施したいと考えている。一方で、翌年 2 月末の推進方針案策定までの期間が限られていることから、実施方法や実施時期について今後事務局と相談しながら準備を進めていきたい。
- 就学支援金制度の更なる見直しやガバメントクラウドへの移行など、別途検討すべき事項があるが、それらの課題への対応を進めつつ、共通化に関する検討についても並行して進めていきたい。
- 個人情報に関する課題について、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 1 号に、本人同意がある場合には個人情報の提供が可能であることが規定されている。この規定の適用もありうるのではないかと。
- また、複数の省庁にヒアリングをしたとのことであるが、国が保有するシステムにおいて地方公共団体が保有する情報を受け取り、国のシステム側で一定の処理を行う事例として想

定していた事例ではなかったという整理になったのか。

- ・ 当省としては、前例が存在するのであれば、その前提に則ってそのままシステム化につながられるのではないかと考え、複数の事例についてヒアリングを実施してきた。しかし、都道府県が保有する情報について、個人番号を含むデータを国のシステムへ直接登録し、その情報を基に国が判定処理を行った上で、結果のみを都道府県へフィードバックするという形態で実施している事例は現時点では確認できていない状況。
- ・ 一方で、申請情報のみをデータ連携する仕組み、例えば、マイナポータルを經由して申請情報を受け渡すような仕組みについては、実現可能性がまだあるのではないかと考えているところ。
- ・ いずれにしても、都道府県からの要望の趣旨に立ち返る必要があると考えている。都道府県からの要望は、就学支援金の申請等により既に保有している情報を、そのまま奨学給付金の審査・申請手続に活用できないかという点にあったと認識。そのため、マイナポータルによる申請窓口の整備なども選択肢の一つではあるが、提案趣旨に十分応えるためには、就学支援金で保有している情報を奨学給付金でも活用できるような仕組みが構築可能かどうかを検討することが重要。そのため、現在は検討を進めているというより、必要な情報整理を行っているところ。
- 都道府県をはじめとする地方側の期待は非常に高いと認識。現場の実務負担や申請を行う保護者等の負担が大きい状況。そのため、利用者起点の観点から、こうした課題をどのように解決できるかというスタンスで、関係省庁とも連携しながら検討いただきたい。
- 個人情報保護委員会への確認が必要な事項もあると思われる。また、マイナンバー法であればデジタル庁など、関係省庁と相談しながら、どのような整理が可能なのか前向きに検討いただきたい。
- 現在、e-Shien は文部科学省が運営しており、それを活用して都道府県のデータを受けて判定処理を行い、その結果を都道府県へ返すような仕組みについては、前例がないとの説明であった。しかしながら、国が保有するシステムであることが制約となるのであれば、別の整理の仕方も考えられるのではないかと。例えば、マイナンバー制度における情報連携で利用されている自治体中間サーバーは J-LIS に委託されている。そのため、例えば、文部科学省の直接の業務としてではなく、文部科学省の外郭団体や、都道府県の協議会等のような主体に業務を委託する形で整理するなど、様々な考え方があり得るのではないかと。現行制度では難しいため実現できないとして結論を先に置くのではなく、より幅広い観点から検討いただきたい。
- 共通化対象に決定された第 2 クールの他省庁の案件では、そのような考え方で検討が進められている事例もある。具体的には、畜犬管理システムについて、厚生労働省と環境省が策定した共通化推進方針には法的措置も含めて検討する旨が記載されている。推進方針の段階でどこまで記載できるかという問題はあるが、畜犬のように法律改正の可能性まで含めて検討する旨を明記している例もあるため、必要であれば法制度面の見直しも選択肢としながら、幅広く検討いただきたい。
- ・ ご指摘のとおり、どのような形が最も適切なのかという点も含め、法改正についても一定程度必要になるのではないかと認識を持っている。より正確に申し上げると、法改正とい

うより新たな法律の整備が必要になる可能性があるのではないかという感触を持っている。ただし、そこまで踏み込むことになると、制度内容そのものに加えて、法制面の整理も含めて十分な検討が必要となる。そのため、現時点では、なお詳細な整理を進めるための時間をいただきたいというのが、今回の状況報告の趣旨。

- 本県の県立学校・高専分における現在の事務処理の実態としては、学校による取りまとめから実際の審査まで、夏から秋にかけて約3か月を要している状況。令和7年度における県立学校・高専の処理件数だけでも約1,800件に達している。令和8年度から対象者が拡充されることを踏まえると、今後更に件数が増加することが見込まれる。そのため、事務を効率的に進める観点からも、システムの共通化についてはぜひ進めていただきたい。
- 3つの方式についてであるが、地方公共団体、特に都道府県の立場からすると、1つ目の案、すなわち現在の就学支援金で利用している e-Shien を活用した仕組みを国において整備していただく方式が望ましい。申請者や担当者の負担軽減の観点からも、二重入力や二重確認が発生しない仕組みとしていただきたい。もちろん、法制度上の課題など整理しなければならない事項があることは理解しており、直ちに実現することが難しいことも承知している。しかしながら、システム面及び業務面の双方から見た場合、最も効率的な方式はその方向であると考えている。また、制度改正が3年後に行われる可能性があるとの話もあった。そのような状況であっても、事務の効率化が図られるよう、引き続き検討を進めていただきたい。
- ・ 課題を含め見直していく必要があると認識している。e-Shien との実質的な一体化については、各都道府県から強く要望されている事項であることを改めて認識したところ。都道府県の要望の趣旨を十分踏まえつつ、そのような方向性の実現可能性について検討を進めていく必要があると考えている。また、その実現に当たっては、法的な整理も重要な論点となる。今後は法的な観点も含めて、さらに整理・検討を進めていきたいと考えている。
- e-Shien システムにより、保護者が毎年提出していた課税証明書が不要となった点は大きな効果。申請者側の負担軽減につながるだけでなく、自治体側にとっても大きなメリット。本市においても、窓口で課税証明書を発行する事務負担の軽減につながっており、ありがたい取組であると認識。e-Shien を活用した仕組みについては、制度面や法的整理など課題があることは理解しているが、市町村及び都道府県双方の事務負担軽減につながることから検討を進めていただきたい。
- ・ 新制度の対象とならない外国籍の者については、従前の制度に基づく対応となるため、引き続き課税証明書を提出いただく必要がある。言語的な観点から窓口業務の負担が大きくなる場所もあると認識。そのため、外国籍の者も含め課税状況をシステム上で適切に把握できる仕組みについて検討していく必要があると考えているところ。また、就学支援金の申請システムについては改修作業を進めている最中。今年度及び来年度については、なお紙による処理が残る見込み。そのため、市町村の皆様には引き続きご負担をおかけする状況となるが、まずは就学支援金システムの改修を着実に進めるとともに、奨学給付金の手続きをどのように簡素化できるかについて、しっかりと検討を進めていく。
- 課税証明書の発行に関する事務負担の軽減につながるという点については、改めて認識したところ。また、町民の立場から見ても、申請手続がしやすくなり、必要書類の準備などの

負担軽減にもつながると考えている。利用者にとって利便性の高い仕組みとなるよう、ぜひ検討を進めていただきたい。

- ・ 町民の方々も含め、とりわけ生徒・保護者の利便性向上は非常に重要。また、高校無償化や奨学給付金の取組については、中学生の進路選択の幅をしっかりと確保・拡充していくことが大きな目的の一つ。そのため、こうした制度の趣旨にも十分に資するためにも、手続が煩雑であることを理由として申請漏れが発生したり、本来受けることができる支援を受けられなかったりすることは避けなければならない。このため、システムを適切に整備することにより、より簡便で利用しやすい手続を実現し、必要な方が確実に支援を受けられる環境を整えていきたいと考えている。今後もそのような観点を踏まえながら、取組を進めてまいりたい。
- e-Shien は非常に優れたシステムであり、今回の見直しの方向性についても望ましいものと認識。そのため、利用者の利便性向上だけでなく、都道府県や市町村職員の負担軽減という効果についても含めて整理し、説明いただけるとよいのではないかと。その点については、我々としても協力できることがあればご相談いただきたい。
- 個人情報保護に関する課題を含め、乗り越えるべき論点が存在していることはご説明のとおりであると認識。そのような課題に対し、我々としてどのような支援ができるかは今後の検討によるが、様々な知見やアイデアを持ち寄りながら対応していくことが重要。今後も共通の方向性の下で連携しながら取組を進めていければと考えているので、引き続きよろしくお願いする。
- ・ まさにご指摘いただいたような視点も踏まえながら、検討・整理を進めていきたい。今回の検討において最も大きな論点は、やはり法的な観点にあると認識。
- ・ この点については、これまでもデジタル庁に多大なご協力をいただきながら、先行事例の調査も含めて検討を進めているところ。今後、こちらでもう少し論点を整理した上で、どの部分をどのように見直せば実現可能となるのかという点も含め、改めてご相談させていただきたい。
- 実現可能性を見極めることが非常に重要であることは十分理解。その上で、実現可能性を整理した後に都道府県へ意見照会やアンケート調査を行うという考え方についても理解。一方で、実際にシステムを利用する都道府県等の立場からすれば、システムがより良いものとなり、関係者が納得感を持って利用できることも重要。そのため、ある程度方向性が見えてきた段階で、できるだけ早期に都道府県との意見交換を行っていただきたい。結果として、「こうした法的制約があるため、この方式しか採れない」という結論になる可能性もあると思うが、その場合であっても、早い段階から説明や意見交換を行うことで、関係者の理解や納得感を得やすくなるのではないかと。
- ・ ご指摘のとおりと考えている。やはり各都道府県が求めているのは、e-Shien と奨学給付金申請システムの本格的な一体化であると認識。そのため、その実現に向けて何が必要か、どのような整理を行えば実現可能となるのかという観点から検討を進めていきたい。デジタル庁にもご協力いただきながら、論点整理をできるだけ早急に進めてまいりたい。
- ・ その上で、一体化の実現という観点を踏まえながら、都道府県に対するアンケート調査の内容も含めて整理していきたいと考えている。今後の進め方については、事前に事務局とも

十分に調整しながら進めてまいりたい。

以上